

# 介護コネクトサービス利用規約

## 第1条(介護コネクトサービスの提供)

株式会社やさしい手(以下「やさしい手」という。)は、エンコアドジャパン株式会社(以下「運営者」という)からの提供許諾を受けて、「コネクト」の名称で提供するハードウェア製品及び別途やさしい手が指定するハードウェア製品(以下総称して「コネクト」という。)並びにプラットフォームを用いて提供する運営者が運営する生活支援サービス(以下「本サービス」という。)をご利用者に提供します。

## 第2条(本規約の承諾)

1. 本規約は、本サービスを利用するすべてのご利用者に適用され、本規約に同意された方のみ本サービスを利用いただけます。
2. 本サービスについて、別途定める利用条件、利用方法、ご利用上の注意、その他本サービスに関する規定(以下総称して「諸規定等」という。)は、本規約の一部を構成するものとします。なお、本規約の定めと諸規定等の定めが異なる場合は、諸規定等の定めが優先して適用されるものとします。

## 第3条(本サービスの内容)

1. 本サービスは、やさしい手が、やさしい手の所有するコネクトを、ご利用者にレンタルし、コネクトを設置した住宅、事業所その他の施設(以下「コネクト設置場所」という。)を利用するご利用者のうち、専用アプリケーションをダウンロードし、専用アプリケーション及びマニュアルなどに記載された案内に従ってすべての手続きを完了された方がご利用いただけます。
2. 介護コネクトサービスにより提供されるサービスの内容は以下のものとなります。

専用アプリケーション	概要
コネクトアプリ	スマートフォンにAppStore・Google Playから「コネクトアプリ」をダウンロードしてください。

セット内容	概要
コネクトハブ セルラー 1台	LTE通信機能を内蔵したゲートウェイです。コンセント接続式のため、自宅のインターネット環境を問わず設置が可能です。
コネクトセンサー 2台	ボタン電池内蔵のドアの開閉や取り付け場所の温度・湿度を検知するマルチセンサーです。下記の「サービス設定」で利用することができます。

サービス設定	概要
生活みまもり	指定した時間以上トイレや冷蔵庫のドアの開閉を検知できなかった際に専用アプリに通知を行います。生活みまもりを利用する曜日・開始/終了時間・みまもり間隔(3時間・6時間・9時間)をコネクトアプリにて設定することができます。
簡易セキュリティ	指定した時間帯のドアの開閉を検知した際に専用アプリに通知を行います。簡易セキュリティを利用する曜日・開始/終了時間をコネクトアプリにて設定することができます。
熱中症予防	コネクトセンサーを取り付けた場所の温度・湿度が熱中症の危険がある際に専用アプリに通知を行います。熱中症予防を利用する曜日・開始/終了時間をコネクトアプリにて設定することができます。※お知らせサービスですので、防止することはできません。
帰宅確認	コネクトセンサーを持ち、外出及び帰宅した際に専用アプリに通知を行います。帰宅確認を利用する曜日・開始/終了時間をコネクトアプリにて設定することができます。※コネクトハブの設置場所によってはご自宅にいても通知される可能性があります。

- ①ご利用者は、本サービスを利用するために必要となるスマートフォン等の通信機器を準備する必要があります。
- ②前項に関する機器代、通信料、接続料、及び電気代等はご利用者の負担となります。
- ③センサー1台につき1つのサービス設定が可能です。
- ④本サービスの利用にあたって、コネクト並びに専用アプリケーションにより取得されたコネクト設置場所に関するデータ及びこれを分析したデータの保存期間は1年間です。

## 第4条(本サービスの変更・移管・中止・終了)

1. やさしい手は、本サービスの内容及び機能等の変更及び追加等を、ご利用者に事前通知することなく、行うことができるものとします。ただし、重要な変更を行う場合は、事前に通知するものとします。
2. やさしい手は、ご利用者に事前通知をした上で、本サービスの全部または一部を終了または中止することができるものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

## 第5条(ご利用者の義務)

1. ご利用者は、本サービスを利用するにあたり、本規約及び諸規定等を遵守するものとします。
2. ご利用者は、本サービスに関するユーザーID 及びパスワード等をご利用者の責任において適切に管理、保管するものとします。なお、ユーザーID 及びパスワードの組み合わせに基づく本サービスの利用は、ご利用者自身によるものとみなします。
3. ご利用者は、本サービスの利用に際して、ご利用者本人に関する情報を登録する場合、真実かつ完全な情報を提供しなければならず、常に最新の情報となるように修正しなければなりません。
4. ご利用者は、コネクトの仕様変更、加工・改造を行うことはできません。仕様変更、加工・改造された場合には、ご利用者がその原状回復費用等の必要な費用負担をします。また、仕様変更・加工・改造により、事故が発生した場合には、やさしい手は責任を負いません。
5. ご利用者は、コネクトを第三者の占有下に置くことはできません。

6. ご利用者は、この規約に基づく権利の全部もしくは一部を第三者に譲渡し又は転貸することはできません。
7. ご利用者は、ご利用者の転居・指定特定施設入所・入院・要介護状態区分の変更・死亡など、コネクトの利用状況に変更があった場合には、速やかにやさしい手に通知し、またはご家族に通知するよう依頼します。

#### 第6条(ご利用者への通知方法)

本サービスに関するやさしい手からご利用者への通知については、本サービスに関するサイト上または専用アプリケーションの画面以上に掲載する方法により行うものとします。ご利用者は定期的に通知の有無について確認するものとし、通知掲載後にご利用者による本サービスの利用があった場合または通知掲載から1週間が経過した場合には、当該通知が有効にご利用者になされたものとします。

#### 第7条(知的財産権等)

本サービスにおいて提供される情報及び専用アプリケーションを構成するプログラム等に関わる著作権、商標権、その他知的財産権(以下「知的財産権等」という。)は、やさしい手またはやさしい手に許諾を与えている者に帰属します。本サービスの利用により、ご利用者に本サービスの知的財産権等が移転することはありません。

#### 第8条(コネクトの紛失・盗難・毀損・水没の取扱い)

1. コネクトに紛失・盗難・毀損・水没が発生した場合の取扱いは、以下の通りです。
  - ①ご利用者は、コネクトについて、紛失・盗難、又は毀損・水没が発生した場合、理由の如何を問わず、やさしい手に通知するものとします。
  - ②ご利用者は、次に掲げる場合に応じて、損害金をやさしい手に支払うものとします。
    - ・コネクトの紛失・盗難・毀損・水没が発生した場合
    - コネクトハブ セルラーモデル1台あたり、一律30,000円(非課税)
    - コネクトセンサー 1台あたり、一律20,000円(非課税)
  - ③やさしい手は、上記②の損害金の支払を受けることを条件として、新たにコネクトをご利用者にレンタルするものとします。この場合、やさしい手は、新たにレンタルするコネクトをご利用者に発送します。なお、やさしい手は、新たなコネクトが、紛失・盗難又は毀損・水没したコネクトと同機種・同色であることを保証するものではありません。
  - ④コネクトの毀損・水没の場合、ご利用者は、上記③により新しいコネクトが到達した日から2週間以内に自ら送料を負担し、毀損・水没したコネクトをやさしい手に送付するものとします。

#### 第9条(秘密保守及び個人情報利用同意)

1. やさしい手またはやさしい手社員は、介護コネクトサービスを提供する上で知り得たご利用者に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務はサービス終了後も同様とします。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号の目的に限りご利用者の個人情報を用いることにご利用者は同意します。
  - ①本サービスの提供及びご利用者からのお問合せ対応のための利用
  - ②個人が特定されない形態での公的統計の資料や学術上の資料
  - ③サービスの質の向上を目的とした第三者評価機関による審査
  - ④提供したサービスに対する請求業務など事務での利用
  - ⑤サービス提供に係わる、事業所等の管理運営業務での利用
  - ⑥ご家族への心身の状況説明、緊急を要する場合の医師への連絡等
  - ⑦行政機関等からの要求で、法令上応じることが義務づけられている事項に対する利用
  - ⑧損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
  - ⑨ご利用者からの依頼に基づいた各種サービスを提供するための利用
  - ⑩やさしい手からのサービス・介護保険内外の社会資源活用に関する情報提供のご案内をするための利用
  - ⑪やさしい手からのサービス向上を目的としたアンケートの依頼をするための利用
  - ⑫やさしい手の責任において委託先(請求書等の郵送物の発送業者・顧客情報管理システムの開発保守業者・コールセンター運営業者・緊急通報会社等)を適正に管理することを条件として、やさしい手業務を外部に委託する場合
  - ⑬地域包括ケアの実現を目指して、やさしい手の提携先在宅医療機関及び日常生活支援サービス事業者との連携
  - ⑭ご利用者のご家族・成年後見人・任意後見人・その他法定代理人・任意代理人への必要な連絡及び連携
  - ⑮やさしい手ならびに運営者が本サービスの利用にあたって、コネクト並びに専用アプリケーションにより取得されたコネクト設置場所に関するデータ及びこれを分析したデータ並びに機器情報、設定状況、ご利用者の属性(ユーザーID含む。)、利用履歴及びアクセス履歴等の情報(以下「ユーザー情報」という。)の収集・利用・活用のための利用
  - ⑯運営者によるIPアドレス、端末のID、クッキー及びWebビーコン等を手掛かりにしたご利用者情報の自動的に取得のための利用
  - ⑰本サービスに関わる製品の修理・交換対応及びカスタマーサポート対応のための利用
  - ⑱本サービスを通じて、ご利用者のプロフィール、使用履歴、使用傾向に応じた広告を含む情報の提供・掲示の実施のための利用
  - ⑲専用アプリケーション上の表示及びメッセージの送信を通じたマーケティング活動を行うための利用
  - ⑳本サービスの利用状況、その他新規サービス情報のご利用者への提供、その他該当製品・サービスに関する業務遂行のための利用
  - ㉑新たな製品・サービスの開発・改良・本アプリケーション及び関連製品の品質向上のための利用
  - ㉒今後やさしい手または運営者が新たに個人情報等の利用を行うに際してその同意を求めるとの利用
  - ㉓やさしい手および運営者が収集されたご利用者情報を、共同して利用することがあります。なお、共同利用する場合の管理責任者は、やさしい手となります。
  - ㉔やさしい手または運営者は、ご利用者情報を、個人を特定することができない形に加工した上で、第三者に提供することがあります。

## 第10条(ご利用者による解約)

1. ご利用者は、本規約の解約を希望する場合には解約希望の旨をやさしい手に通知するものとします。
2. ご利用者は、コネクトを自ら運送料を負担し、やさしい手の指定する住所に返却することで、返却日の属する月で解約をすることができます。

## 第11条(利用の停止)

1. ご利用者は、やさしい手が以下の事由に該当する場合には、直ちにサービスの利用を停止することができます。
  - ①やさしい手が正当な理由なく本規約に定める介護コネクトサービスを実施しなかった場合
  - ②やさしい手が第9条に定める秘密保守及び個人情報利用同意に違反した場合
  - ③やさしい手がご利用者の身体・生命・財産等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなど、サービスの利用を継続しがたい重大な事情が認められる場合
  - ④やさしい手が暴力団等反社会的勢力である場合、又は反社会的勢力と密接な関係があることが判明した場合
2. やさしい手は、ご利用者が以下の事項に該当する場合には、直ちにサービスの提供を停止することができます。
  - ①ご利用者によるサービス利用料金の支払が2ヶ月以上遅延し、やさしい手の相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
  - ②ご利用者が本規約に違反し、又は著しい不信行為を行うなど、サービスの提供を継続しがたい重大な事情が認められる場合
  - ③ご利用者が暴力団等反社会的勢力である場合、又は反社会的勢力と密接な関係があることが判明した場合
  - ④本サービス利用が、犯罪目的に利用され、または犯罪目的に利用されようとしている場合
  - ⑤本サービスの他のご利用者またはその他の第三者の知的財産権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する行為を行った場合
  - ⑥本サービスのシステム等に過度な負荷をかける行為、本サービスの運営を妨害する行為を行った場合
  - ⑦本サービスのシステム等に不正にアクセスし、または不正なアクセスを試みる行為を行った場合
  - ⑧リバースエンジニアリング、逆アセンブル、またはその他の方法で本サービスに係るソフトウェア等のソースコードを解読する行為を行った場合
  - ⑨やさしい手から提供するLTE 通信用のSIMカードをやさしい手が指定するコネクト以外の製品で使用する行為を行った場合
  - ⑩ユーザーID及びパスワードを第三者へ利用させ、または貸与、譲渡、名義変更、売買等する行為を行った場合
  - ⑪本サービスの他のご利用者のIDまたはパスワードを利用する行為を行った場合
  - ⑫本サービスの他のご利用者またはその他の第三者に不利益、損害、不快感を与える行為を行った場合

## 第12条(賠償責任)

1. やさしい手は、介護コネクトサービスの提供にともなって、やさしい手の責に帰すべき事由によりご利用者に損害を及ぼした場合には、適正な賠償義務の履行を誠実にいたします。ただし、以下に該当する場合を除きます。
  - ①ご利用者がこの規約で定めるご利用者のなすべき義務を履行しないために発生し、または拡大した損害
  - ②やさしい手が無償で提供した、規約に定められていない役務に関して生じた損害
  - ③天災地変などの不可効力の場合、その他やさしい手の責任によらない事由により発生し、または拡大した損害
  - ④本サービスの提供に関連する設備等の保守・点検・故障対応等を定期的にまたは緊急に行う場合の損害
  - ⑤火災、停電または天災地変その他不可抗力により本サービスを提供することが困難またはできない場合の損害
  - ⑥ネットワークサービス提供者によるサービスが何らかの事情により中断した場合の損害
  - ⑦その他管理・運営上または技術上の理由で、やさしい手が本サービスの一時的な中断が必要と判断した場合の損害
  - ⑧ご利用者の利用環境や利用状況に起因するインターネットの回線不良、通信機器の不良等によるデータの未取得・損失した場合の損害
  - ⑨本サービスのサイト上または専用アプリケーション上に掲示・提供されたやさしい手以外の事業者による広告その他の情報に記載された内容及びその内容を通じて紹介された製品・サービスによる損害
  - ⑩本サービスを通じて提供する情報に基づくご利用者の判断および言動(作為不作為を問いません。 )による損害
  - ⑪本サービス利用が、犯罪目的に利用され、または犯罪目的に利用されようとして発生、または拡大した損害
2. ご利用者は、ご利用者の責に帰すべき事由によりやさしい手に損害を及ぼした場合には、適正な賠償義務の履行を誠実にいたします。

## 第13条(免責)

やさしい手は、コネクトの故障、充電切れ、運営者の都合による不具合、センサー精度の低下その他これらに準じる事情によって、ご利用者に何らかの損害が生じた場合であっても、一切責任を負いません。

## 第14条(苦情・要望への対応)

やさしい手は、ご利用者またはご家族からの苦情・要望を受け付ける窓口を設置し、迅速かつ適切に対応します。

## 第15条(信義誠実の原則)

1. ご利用者及びやさしい手は、信義に従い誠実にこの規約を履行します。
2. この規約に定めのない事項については、関連諸法令及び告示・通達等の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議のうえ定めします。

## 第16条 準拠法

本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては日本法が適用されるものとします。

## 第17条(裁判管轄)

ご利用者及びやさしい手は、この規約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、事物管轄の定めに従い東京地方裁判所または東京簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

**第18条(規約の変更)**

やさしい手は、ご利用者にあらかじめ通知することなくいつでも本規約を変更することができるものとします。

附則

2021年7月1日